

2027 年国際園芸博覧会への福島県出展業務委託 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、福島県（以下「県」という。）が公募型プロポーザル方式により業務受託者を募集する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

「2027 年国際園芸博覧会への福島県出展業務」

3 業務概要

2027 年に神奈川県横浜市で開催される「2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027）」（以下、博覧会という。）に出展し、国内消費者及び訪日外国人に向け、花を中心とした自然豊かな当県の姿や作られている多くの園芸作物、当県が進める「「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」※」について広く発信するとともに、宿根かすみそうなど本県を代表する花きの魅力を P R することで、当県産花きの認知度向上や需要拡大、輸出拡大を図ることを目的に行うものである。

（※ 業務委託仕様書（案）を参照）

4 業務仕様

別紙「2027 年国際園芸博覧会への福島県出展業務委託仕様書（案）」（以下、仕様書という。）のとおり。

なお、具体的な業務内容については、業務委託予定者の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

21,945 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内※

〔 ※令和 8 年度： 6,336 千円以内〕
〔 令和 9 年度： 15,609 千円以内〕 ※委託費の支払いは年度毎となる。

6 業務の委託期間

契約締結日から令和 9 年 11 月 26 日（金）まで

7 参加資格

企画書を提出する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てを

した者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- (7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

8 実施のスケジュール

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）	プロポーザル方式募集要領の公表 公募の開始
令和 8 年 8 月 2 1 日（金） 1 7 時まで	質問書の提出期限
令和 8 年 8 月 2 4 日（月） 1 7 時まで	質問書への回答
令和 8 年 9 月 1 日（火） 正午まで	参加申込書の提出期限
令和 8 年 9 月 4 日（金） 正午まで	企画提案書の提出期限
令和 8 年 9 月 8 日（火）（予定）	一次審査結果の通知 （二次審査対象事業者の選定）
令和 8 年 9 月 1 1 日（金）（予定）	二次審査会の実施 （業務委託予定者の選定）
令和 8 年 9 月 1 4 日（月）（予定）	二次審査結果の通知

9 手続きに関する事項

（1）参加申込書、質問書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960－8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎9階）

福島県農林水産部園芸課（担当：主査 渡邊 仁司、主査 山本 悠）

電 話：024－521－7357

FAX：024－521－8581

E-mail：engei@pref.fukushima.lg.jp

※ 募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部園芸課ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035c/>）からダウンロードすること。

なお、園芸課窓口又は郵送等での配付は行わない。

（2）質問書及び参加申込書の提出

ア 質問書

（ア）提出書類：質問書（様式第1号）

（イ）提出期限：令和8年8月21日（金）17時まで（必着）

（ウ）提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

（エ）そ の 他：FAX又は電子メールで送信後は、必ず電話で着信確認を行うこと。

（オ）回答方法：競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、園芸課のホームページに8月24日（月）17時までに公表する。

イ 参加申込書

（ア）提出書類：①参加申込書（様式第2号）

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（1部）

（イ）提出期限：令和8年9月1日（火）正午まで（必着）

（ウ）提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

（エ）そ の 他：FAX又は電子メールで送信後は、必ず電話で着信確認を行うこと。

（3）企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「9 手続きに関する事項」

（2）イによる手続を行った上で、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

ア 記載内容

企画提案書には別紙「仕様書（案）」に基づき、次の事項に注意して作成する。

（ア）本事業仕様書中、委託業務内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行

できる具体的な提案を行うこと。

(イ) 仕様書に記載されている各業務の実施方法及びスケジュールについて具体的に提案すること。

(ウ) 屋内出展展示及び催事の構想は、仕様書に記載の内容をふまえるとともに、国内外及び年齢層などのターゲットや来訪者数などを明確にした提案を行うこと。

(エ) 現時点で公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会から公表されている博覧会に係るレギュレーション等を順守した提案を行うこと。

(オ) 業務の実施体制

本業務の目的を達成するための実施体制を記載すること。このうち、再委託を予定する場合は、相手先や役割も明記すること。

また、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴等を明記すること。特に、フラワー装飾技能士等のフラワーデザインに関する資格や、花きの展示会その他これに類する事業について実施設計及び施行実績を有する場合は具体的に明記すること。

(カ) 積算見積書

仕様書の業務内容ごとに、費目の内訳が分かるよう記載すること（資材費、人件費、交通費、通信運搬費、印刷費など）。なお、支払いは年度毎となることから、令和 8 年度分と令和 9 年度分に分けて積算することとする。

また、消費税及び地方消費税が分かるように記載すること。

(キ) 効果測定の方法

本事業の実施による福島県産花き等の認知度向上効果等を測定する方法や項目等について記載すること。

(ク) 県からの受託事業実績

県から受託した事業の実績（令和 5 年度から 7 年度まで）の一覧表を添付すること。

(ケ) 福島県における花き生産の基本情報

当県の花き生産等に係る基本的な情報は、園芸課ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035c/fukushima-flower.html>）等から確認することができる。

イ 様式

様式は任意とし、(3) アの (ア) ～ (キ) の全体で A 4 版両面 15 枚 (30 頁) 以内とすること。表紙及び 3 の (ク) は枚数に含まない。

なお、必要に応じて A 3 版の折込みを可とするが、この場合は、片面 1 頁を A 4 版 2 頁分としてカウントする。

ウ 提出期限

令和 8 年 9 月 4 日（金）正午まで（必着）

エ 提出方法及び提出部数

10部を郵送又は持参すること。FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。なお、企画提案書等の作成等に要する費用は、参加者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。

10 企画提案書の審査方法、評価基準

審査方法は、次のとおり公募型プロポーザル方式による。

(1) 一次審査（二次審査対象事業者の選定）

ア 審査方法

参加者からの企画提案書について、「(3) 評価基準」により書面審査を行い、二次審査対象事業者（3者以内）を選定する。

イ 一次審査結果の通知及び公表

(ア) 期日：令和8年9月8日（火）（予定）

(イ) 方法：企画提案書を提出した参加者全員に対し、書面で通知するとともに、福島県園芸課ホームページで公表する。なお、選定されなかった理由については、この通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面で説明を求めることができる。

(2) 二次審査（業務委託予定者の選定）

ア 審査方法

一次審査で選定された事業者を対象に、ヒアリングによる二次審査を行う。事業者は企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査委員が「(3) 評価基準」による審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者を選定する。

イ 二次審査会

(ア) 日時：令和8年9月11日（金）（予定）

※正式な開催日時及び場所は別途対象者へ通知する。

(イ) プレゼンテーションは非公表とし、所要時間は25分以内（説明15分以内、質疑10分以内）とする。

(ウ) 参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。なお、動画も可とするが、1分以内のもの1本とする（必要機材は自前で準備することとし、準備に要する時間も説明時間を含むこととする）。

ウ 審査結果の通知及び公表

(ア) 期日：令和8年9月14日（月）（予定）

(イ) 方法：二次審査会参加者全員に対し、書面で通知するとともに、福島県園芸課ホームページで公表する。なお、選定されなかった理由については、この通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面で説明を求めることができる。ただし、審査内容に関しては一切公表しない。

(3) 評価基準

下記の審査項目、配点及び評価基準により一次審査及び二次審査を行う。ただし、企画提案書の提出者が3者以下の場合は一次審査手続きを省略し、その

提出者が募集要領の参加資格を有し、かつ不適格事項に該当しないことを確認の上、適合する全ての事業者を二次審査の対象事業者として、その旨を書面で通知する。

審査項目	配点	評価基準
1 企画提案内容	4 5 点	出展目的の理解、博覧会についての情報収集、屋内出展・催事の実施内容の具体性、手法の実現性、事業効果等
審査項目	配点	評価基準
2 業務遂行能力	3 5 点	実施体制、業務の遂行能力、スケジュール、履行の確実性、業務実績等
3 事業費の妥当性	1 0 点	実施内容に対する予算の妥当性等
4 効果の測定	1 0 点	効果測定方法の妥当性

1 1 企画提案書を失格とする事項

書類が次のいずれかに該当した場合その参加者を失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

1 2 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は見積限度額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

1 3 その他

- (1) 企画提案のあった回数、規模を下回ることがないよう、実現可能な提案をするこ

と。仮に、やむを得ない事情により実施計画書の内容を実現できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することを可能とするが、内容によっては、委託料の減額となることがあり得る。

(2) 当業務は、福島県における毎年度の予算に応じて実施するものである。